

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、7番、一倉伸一君、8番、田嶋久実君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座にて説明いたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和6年9月26日付で、別紙の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求めるものです。

令和6年10月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷課長補佐から説明いたします。

議長 細谷課長補佐の説明を求めます。

細谷課長補佐。

細谷課長補佐 細谷です。よろしくお願いいたします。それでは、着座させていただきます。

お手元の資料、2ページをご覧ください。

今月の利用集積計画ですけれども、新規案件が2件、更新案件が3件となっております。

なお、このうち3件が群馬県農業公社を通す中間管理事業による権利設定となっております。

おります。

1 件目の計画です。利用権を設定する貸し手は山子田の方、使用貸借権の設定で、農地の所在は山子田字北野1873番 1、現況地目は畑、面積は2,697平米となっております。借り手は山子田の方で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和 6 年11月 1 日から 3 年間で、令和 9 年10月31日までとなっております。

2 件目の計画です。利用権を設定する貸し手は長岡の方、賃貸借の設定で、農地の所在は長岡字中野2057番 2、現況地目は畑、面積は4,337平米となっております。借り手は長岡の方で、利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和 6 年11月 1 日から 5 年間で、令和11年10月31日までとなっております。なお、賃借料は 4 万3,000円で現金払いです。

続きまして、3 ページ、ご覧ください。

利用集積計画の借り手の関係の書類となっております。

下段をご覧ください。

借り手につきましては、年齢が73歳、作業従事日数は340日で、主な経営作物ということで、繁殖和牛になっております。現在、繁殖和牛が25頭いるということです。農機具につきましては、トラクター、田植え機、2 トンダンプ、軽トラック、集草機、ホイールローダーを所有しております。

4 ページをご覧ください。

2 件目の借り手の書類になっております。

下段です。

年齢が54歳、作業従事日数が300日で、主に作るものが野菜となっております。所有している農機具は、軽トラ、軽ダンプ、トラクター、ホイールローダーとなります。

続きまして、5 ページをご覧ください。

こちらが農用地利用集積等促進計画の一覧表です。

3 件目の計画になります。農地の所在は榛東村山子田字申府1799番 2、現況地目は畑、面積は460平米、権利の種類は使用貸借権、利用目的は普通畑利用です。利用権を設定する者は山子田の方で、始期は令和 6 年11月 1 日から 5 年間の令和11年10月31日までです。利用権の設定を受ける方は渋川市の方になります。こちらは中間管理事業になっております。

4 件目の計画です。農地の所在は榛東村山子田字申府1799番 4、現況地目は畑、面積は466平米、権利の種類は使用貸借権、利用目的は普通畑利用です。利用権を設定する方は山子田の方で、始期は令和 6 年11月 1 日から 5 年間の令和11年10月31日までです。利用権の設定を受ける者は渋川市の方になっております。

5件目の計画です。農地の所在は榛東村山子田字北谷地1527番、現況地目は田、面積は3,010平米、権利の種類は使用貸借権、利用目的は水田利用です。利用権を設定する方は東京都三鷹市の方で、始期は令和6年11月1日から5年間の令和11年10月31日までです。利用権の設定を受ける方は長岡の法人となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

7ページは、3件目の借り手の方の関係書類となっております。

下段をご覧ください。

年齢が55歳、農業従事日数が250日、主に経営している作物につきましては野菜ということで、玉ネギ、ネギ、レタス、キャベツほかでございます。所有している農機具につきましては、トラクター、管理機、トラック、軽トラとのことです。

12ページをご覧ください。

12ページが5件目の方の借り手の情報となっております。

真ん中、こちらの法人につきましては、作っているものが水稻、ソバになります。真ん中右側ですけれども、持っている農機具につきましては、コンバイン、田植え機、トラクター、フォークリフト、乾燥機、もみすり機、ネギ選別機となっております。一番下段が役員関係の情報となっております。

説明については以上になります。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

ただいまの議案第1号については、私が当事者ですので、退席しますので、これからの議事進行を職務代理の小山伸一君にお願いします。よろしくお願いします。

(議長退席)

小山職務代理 それでは、議長が退席ということで、しばし議事を進行させていただきますと思います。ちょっと着座にて進行させていただきます。

それでは、議案第1号について質疑等ございませんか。

(「なし」という声あり)

小山職務代理 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、議案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

小山職務代理 全員賛成。よって、議案第1号 農地利用集積計画の決定につきましては原案のとおり決定することといたします。

ここで、細谷課長補佐の退室を認めます。

(細谷課長補佐退席)

小山職務代理 また、農業委員1番の柳岡稔君の入室を認めます。

(議長入室)

小山職務代理 それでは、ここで柳岡会長に議事の進行については戻させていただきます。ご協力ありがとうございました。

議長 小山職務代理、議事進行ありがとうございました。

---

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第2号、番号1について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書13ページ、現地確認調書2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字長谷津2605番6ほか3筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積の合計は1,011平米。権利種別は3条無償移転。内容は贈与。譲渡人は新井の方。経営面積は自作地14.1アール。申請事由は相続により申請地を取得したが、耕作することが困難となったため、譲受人である弟に譲渡したいとのことです。譲受人は高崎市の方。経営面積は自作地14.1アール。申請事由は申請地は現在耕作している畑と隣接していることから、効率的に耕作ができると考え、譲り受けたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は2人中1人です。

議案書14ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番の真下です。

ただいま説明があったとおりですけれども、この申請地の隣というのが昨年の申請で許可されたところです。姉から弟への譲渡なので、弟のほうも現在もう耕作しておりますので問題はないと思われませんが、ご審議のほどお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は議案のとおり許可いたします。

---

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第3号、番号1について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書は15ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字清水貝戸382番1ほか2筆、地目は登記簿、現況ともに畑。面積の合計は884平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は山子田の方。転用目的は、宅地分譲用地。施設等はありません。転用理由、譲受人は申請地は日当たりもよく、高崎、前橋の通勤圏で交通の便もよいため、住宅地に適していることから、宅地分譲用地として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、用途指定地域、農地区分は3種農地です。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員第4番、羽鳥です。

議案第3号、番号1の件については、自己に関わることでありますので、退席の許可を求めます。

議長 推進委員4番、羽鳥静男君の退室を認めます。

(羽鳥委員退席)

議長 ほかに。

農業委員6番、内海優司君。

内海委員 農業委員の内海です。

ただいまの議案3号、番号1につきまして、事務局長の説明のとおりでございますが、地元委員として周辺状況を補足説明したいと思います。

現地確認書の5から7ページをご覧ください。

申請地は、山子田の信号から南に約300メートル先の十字路の手前左側です。角地には39平米の山林があります。その北は県道に接しています。県道の西側は8月に申請があった土地で、許可になっています。北側と東側は宅地で、南側は村道で、村道の南側には牛舎があります。牛舎は、何年か前にやめたようで、牛はおらず建物が残っています。

申請地の中央部分は譲渡人も知らなかった馬入れと思われる道がありますが、許可が下りたら払下げの申請をするとのこと。また、西側の角地の山林にはほこらがあります。ここも許可が下りたら申請地と土地を交換するか、買い付ける話が出ています。申請地は用途指定地域で一般住宅です。農地区分は3種の農地でございます。よって、地元委員といたしましては許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。  
ほかにご意見ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。  
推進委員4番、羽鳥静男君の入室を認めます。

（羽鳥委員入室）

議長 次に、議案第3号、番号2について事務局長の説明を求めます。  
事務局長。

事務局長 議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書15ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は、大字新井字堂塚1936番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は640平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は東京都練馬区の方。転用目的は建売分譲住宅用地。施設等は建売住宅57.55平米と66.24平米の計2棟でございます。転用理由、譲受人は申請地周辺は近年

住宅共同住宅等が建つ住宅地域となり、申請地も住宅地として適地であり、需要が見込まれるため、譲り受け、建売分譲住宅用地として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出で受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分1種農地。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員4番、飯塚綾子君。

飯塚委員 農業委員4番、飯塚綾子です。

議案第3号、番号2につきましては事務局長の説明のとおりでございますが、地元担当委員として一言を申し上げます。

現地は、南小学校の北東二、三百メートルほどの場所でございます。西隣は農地となっておりますが、北側にアパート、東側は道路を挟んで一般住宅、南側も一般住宅となっております。耕作放棄地に指定はされておりましたが、除草など十分な管理はされていないような状況です。付近は住宅も増えており、やむを得ない状況だと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は、議案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号3について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書15ページ、現地確認調書は11ページからとなります。

議案第3号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字新井字判塚2683番1、地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,359平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は東京都あきる野市の方。転用目的は、太陽光発電施設用地。施設等はパ

ネル188枚、杭76本。転用理由、譲受人は現在太陽光事業を展開しているが、事業拡大のため適地を探していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を太陽光発電施設用地として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番の真下です。

ただいまの議案第3号、番号3の説明は事務局長のとおりでございますが、この案件は昨年の令和6月5月26日付で5条許可となっております。ですが、事業者が変更となるため、今年6月14日付で許可を取消し、再度この申請となっております。です。この事業者がちゃんとやってくれば別に問題ないと思われまので、地元としては問題ないと思われま。ご審議のほどお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は、原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

---

#### ◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 令和7年度榛東村農業施策に関する意見書についてを議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号について説明申し上げます。

議案書は16ページをご覧ください。

議案第4号 令和4年度榛東村農政施策に関する意見書について。

令和7年度榛東村農政施策に関する意見書の決定について意見を求める。

令和6年10月10日提出、榛東村農業委員会会長。

17、18ページが意見書となります。

例年、農業委員会から榛東村長宛てに次年度の農政施策の意見書を提出しております。定例会において委員の皆様の意見を伺い、前年度の意見書を基にしながら改正を行っております。また、先日の班長会議にて一度ご意見をいただき、内容について追加や削除などの確認を行ったところですが、そのほか追加で意見や改正点等についてお諮りいたします。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 事務局長より議案第4号の説明が終わりました。

何か意見はございませんか。

12番、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

ちょっと1点、今後の施策の要望というかお願いなんですけれども、今回こういう形で申請書、意見書を提出していただく形になるんですけれども、専業農家というのが非常に最近少なくなっているということで、専業農家に対するそれなりの施策、それぞれあるかと思うんですけれども、兼業農家に対する施策も何らかある程度盛り込んでいくような方向に進まないと、今後特に兼業農家が減っていくと、より耕作放棄地が増える、そういったものの解消でも、やはり兼業農家に対する支援策等があったほうがいいかと思しますので、よろしく検討のほどお願いしたいと思います。

以上です。

議長 事務局長。

事務局長 今回の意見について、今回の令和7年度については、このまま進めさせていただきますが、今後、小山委員が言いましたとおり、認定農業者、専業農家については補助金、国の補助や県の補助、また村の補助もあるんですけれども、兼業農家については今ありません。よって、今、農業委員さんが言ってくれた意見を尊重、検討しながら、村のほうに上げていく方向でよろしいでしょうか。

議長 3番、農業委員、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番の真下です。

この場の話でいいかどうか分かりませんが、昨日かおとといの新聞で、農業従事者の死亡事故率、これが10万人当たりでいくと全産業の中で一番特筆して高い。要するにトラクターでひっくり返ってしまったというのが、昨年、1件あったんですけれども、この注意勧告というか、事故防止というか、その辺の話もどこかで入れて

もらったらいいかなという感じを受けたんで、その話です。

以上です。

議 長 事務局長。

事務局長 今回の真下委員からの意見についても、最近はトラクターの事故だけでなく、熱中症等で死亡事故も発生していると思われますので、その辺もこれからは考慮して施策に入れていくのでよろしいですか。

議 長 ほかには意見ございませんか。

10番、農業委員、高橋裕君。

高橋委員 10番、農業委員の高橋です。

先ほどの真下さんじゃないですけども、この議題がここにのるかどうかというのはちょっと疑問なところがあるんですけども、実は給食センターから私のところへ電話があって、ネギとキャベツの出荷の件で、業者を紹介してくれないかという話でした。対応できるかどうかのお話をいただいたので、農園さんに一応話をして、直に話をしてもらってということで、長ネギとキャベツですか、その辺を調整して話は進めてくださいということをお伝えしたんですけども、南村長も今度、新しい給食センターができるに当たって地場産の野菜をとということなので、こういった施策に入るかどうかはちょっと疑問な点もあるんですけども、その辺もよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

議 長 要するに学童給食に地場産の野菜を使ってもらいたいという意見を入れてもらいたいと、そういうことだね。

(「暫時休憩」という声あり)

議 長 じゃ、暫時休憩します。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時37分)

議 長 暫時休憩を解きます。審議を再開します。

ただいま事務局長のほうから説明がありましたが、これを7年度予算に通すか通さないか、その辺を審議したいと思いますので、皆さん、ご意見がありましたらよろしくお願ひします。

12番、職務代理、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

これ、あくまでも村に対する要望、意見書というようなことでありますので、できれば早ければ早いほうがいいということでもありますので、今年度に間に合うんであれ

ば今年度に追加して記載のほうをしていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 事務局長。

事務局長 皆さんがそれでよければ、その部分を追加し、農業委員会長、職務代理等で三役から提出をするようにしますので、それでよろしいでしょうか。

議 長 今、事務局長のほうから説明がありましたが、その方向で進んでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

議 長 原案に、ただいま意見がありましたことを追加し、決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第4号 令和7年度榛東村農業施策に関する意見書については、原案に意見を追加し決定することといたします。

---

#### ◎議案第5号

議 長 次に、議案第5号 榛東村農作業労働標準料金の決定についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第5号について説明申し上げます。

議案書19ページをご覧ください。

議案第5号 榛東村農作業労働標準料金の決定について。

榛東村農作業労働標準料金について、農地法第52条、情報提供等の規定により決定を求める。

令和6年10月10日提出、榛東村農業委員会会長。

農業委員会で情報提供している農作業労働標準料金について、群馬県の最低賃金が改定されることから、村の標準料金についても見直しを行うものです。

20ページが現行の一覧表で、区分、一般、作業名、農作業全般というところで、最低賃金の改定がされるたびに見直しを行ってきたところとなります。現行は昨年度に改定され、940円からとなっておりますが、21ページをご覧ください。

990円からとなっております。これは群馬県の最低賃金が令和6年10月4日から985円に改定されますので、先日の班長会議にて、21ページの変更案とすることで定例会の審議にかけることとなりました。

なお、群馬県の最低賃金については985円でございますが、慣例により1円単位を切り上げて990円としております。

以上、議案第5号の説明を終わります。

議長 事務局長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第5号は原案のとおり決定することとします。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩いたします。

開始を午前11時からとします。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前11時00分)

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午前11時50分)